

視聴無料

社労士に向けた特別オンラインセミナー

令和7年10月1日施行

改正育児介護休業法の 概要と就業規則作成上の留意点

令和6年の育児介護休業法が改正され、

令和7年4月1日と10月1日に段階的に施行されていることになっています。

今回は、令和7年10月1日に施行される「育児期の柔軟な働き方を実現するための措置」を中心に就業規則作成上及び実務対応上のポイントを解説します。



カリキュラム

- 1 令和6年改正育児介護休業法の概要
- 2 柔軟な働き方を実現するための措置等
- 3 仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮
- 4 最後に

本セミナーは録画配信です。両日とも同じ録画を配信します。

配信日 2025年9月30日(火) 14:00-16:00

配信日 2025年10月9日(木) 14:00-16:00

視聴後、アンケートにお答えいただくと、レジュメをダウンロードいただけます。

お申し込みはこちらから▶



申込期限

配信日当日12:00まで



講師 弁護士 山中 健児 (スマート規程管理byLAWGUE コンテンツ監修)

平成10年弁護士登録(第一東京弁護士会)。

現在、石寄・山中総合法律事務所代表弁護士、専修大学法科大学院客員教授。

これまでに第一東京弁護士会副会長(平成29年度)、

厚生労働省「転勤に関する雇用管理のポイント(仮称)」策定に向けた研究会委員(平成29年1月から3月まで)、

厚生労働省・在宅就業者総合支援事業における検討会委員(平成30年6月から平成31年3月まで)、

厚生労働省・仲介事業に関するルール検討委員会委員(令和元年7月から12月まで)、

中央大学大学院戦略経営研究科(ビジネススクール)客員教授(平成24年4月から令和2年3月まで)、

大阪大学大学院高等司法研究科招へい教授(平成26年4月から令和2年3月まで)などを務める。

主に人事労務、会社法を中心とする企業法務を専門として顧問先企業のアドバイスや法廷活動などを行っているほか、企業や団体のコンプライアンス委員会の委員や各種公開セミナー、企業内研修の講師としても活躍中である。



新日本法規出版株式会社

代表 代表取締役社長 河合誠一郎

所在地 名古屋市中区栄1-23-20 [ほか全10拠点]

設立 昭和23年1月14日



中小企業福祉事業団

代表 理事長 川口義彦

所在地 東京都台東区松が谷1-3-5 上野イーストビル2階

設立 昭和45年12月1日